

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
氏 名 株式会社こっこー
代表取締役 榎岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

許 可 の 年 月 日 令和 2 年 1 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 1 月 18 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、汚泥(これらは、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上13種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに記載

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 1 月 19 日 更新許可

令和 2 年 8 月 17 日 変更届(変更事項: 積替え又は保管を行う場所の面積及び保管上限)

令和 3 年 3 月 2 日 変更届(変更事項: 積替え又は保管を行う場所の追加)

令和 4 年 6 月 23 日 変更届(変更事項: 代表者(変更前: 榎岡達真))

令和 4 年 9 月 12 日 変更届(変更事項: 積替え保管場所の品目追加)

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県山口市大字下小鯖字上馬渡 2 5 3 5 番 5

面積：88.1m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥(これらは、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上4種類

保管上限：25.4m³ (容器保管)

所在地：山口県山口市下小鯖字池潰 2 4 9 0 番 2

面積：65.6m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上3種類

保管上限：78.7m³ (屋内保管)